

第 485 回岡山地方最低賃金審議会議事録

- 1 日 時 令和 2 年 7 月 3 日（金曜日）午後 1 時 30 分～
- 2 場 所 岡山市北区下石井 1 - 4 - 1
岡山第二合同庁舎 2 階 共用会議室 A
- 3 出席者
- | | |
|------------|---|
| 公益代表委員 | 財 津 唯 行
西 田 和 弘
益 田 佐和子
横 山 純 子 |
| 労働者代表委員 | 浅 山 里 奈
小 林 陽 一
内 藤 陽 介
野 瀬 仁 志
宮 原 俊 友 |
| 使用者代表委員 | 石 黒 和 之
加 藤 利 通
鶴 海 元
錦 織 勝 輝
槇 野 博 通 |
| 事務局 岡山労働局長 | 内 田 敏 之 |
| 労働基準部長 | 子 安 成 人 |
| 賃金室長 | 大 島 敏 郎 |
| 賃金係長 | 遠 藤 英 文 |
| 専門監督官 | 山 本 光 志 |

4 議 事

大島室長

定刻となりましたので、ただ今から第 485 回岡山地方最低賃金審議会を開催いたします。本日の審議会は公開にて行います。

冒頭お断りを 2 点申し上げます。

1 点目は、新型コロナウイルス感染症予防のため、本会議は人と人との間隔をあけております。間隔があげられない部分については、アクリル板を設置しております。

また、本会議についてはマスクを着用していただくこととなっております。マスクを持たれていない方は、事務局に用意しているものがありますので、お申し付けください。

2 点目は、5 月 1 日から 9 月末までは、クールビズを励行しております。

これら 2 点について、御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

遠藤係長

続きまして、私から申し上げます。

最初に委員の紹介をいたします。第 55 期委員の方におかれましては、昨年度より 2 年の任期でございます。よろしく願いいたします。

全 15 人の委員のうち 1 名、使用者代表の平井委員の代わりに 4 月より榎野委員が就任されております。

榎野委員一言御挨拶をお願いします。

榎野委員

天満屋で人事、総務を担当しております榎野でございます。微力ながら精一杯やらさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

遠藤係長

ありがとうございました。

本日は、今年度最初の審議会ということですので、委員全員を御紹介いたします。本日御出席されている榎野委員以外の委員の方々の名前をお呼びしますので、着座したまま一礼をお願いいたします。

まずは、西田会長でございます。

財津会長代理でございます。

益田委員でございます。

横山委員でございます。

続きまして、労働者代表委員の小林委員でございます。

浅山委員でございます。

宮原委員でございます。

野瀬委員でございます。

内藤委員でございます。
続きまして、使用者代表委員の加藤委員でございます。
錦織委員でございます。
鶴海委員でございます。
石黒委員でございます。
それから、公益委員の八木委員については、本日御都合がつかずに欠席されております。
続きまして、事務局の職員を御紹介いたします。
岡山労働局長の内田でございます。

内田局長 よろしくお願いいたします。

遠藤係長 子安労働基準部長でございます。

子安部長 よろしくお願いいたします。

遠藤係長 大島賃金室長でございます。

大島室長 よろしくお願いいたします。

遠藤係長 専門官の山本でございます。

山本専門官 よろしくお願いいたします。

遠藤係長 私は賃金係長の遠藤と申します。よろしくお願いいたします。
続きまして、定足数の確認について申し上げます。
本日は、公益委員の八木委員1名が欠席されておまして、他の委員14名が出席されておりますので、最低賃金審議会令で規定されている定足数である3分の2以上又は公労使各委員の3分の1以上の出席の条件を満たしていることを御報告いたします。
それでは、本日は今年度最初の岡山地方最低賃金審議会でございますので、内田労働局長より御挨拶申し上げます。

内田局長 今年度4月1日付で、岡山労働局長に就任いたしました内田です。
前職は厚生労働省の大臣官房会計課で監査指導室長として会計を担当しておりました。
本日は大変お忙しい中、また、足元の悪い中、岡山地方最低賃金審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。
さらに、公労使各委員の皆様方が丁寧で円滑な審議に御尽力いただいていることにつきまして、この場で重ねて御礼申し上げたいと

思います。

さて、6月26日に中央最低賃金審議会に対し、厚生労働大臣から地域別最低賃金の目安諮問が行われたことを受けまして、本日の審議会を開催することとなりました。

最低賃金は労働者のセーフティネットとして、とりわけ、非正規雇用などの賃金の低廉な労働者の労働条件改善を図る施策として政府の中で大変重要な位置を占めているものでございます。

委員の皆様方には、大変な御苦勞をおかけすることとなりますが、何とぞ、審議が丁寧で円滑に行われますよう、引き続き御協力をお願いしたいと思っております。簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。

遠藤係長

本日、御審議いただきます事項につきまして御説明申し上げます。

- 1 岡山県最低賃金の改正決定について（諮問）
- 2 特定最低賃金の改正決定の申出について
- 3 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）
- 4 今後の審議日程について
- 5 その他

でございます。

それでは、これより議事に移ります。西田会長よろしくお願いたします。

西田室長

今年も引き続き議事進行を務めさせていただきます。

本年は非常に特殊事情がある中ではございますけれども、皆さまの御協力をよろしくお願いたします。

議事に入る前に、本年度の議事録の署名人を決めておきたいのですが、委員の任期が2年となっていますので、昨年引き続き、労側は小林委員、使側は加藤委員に署名人をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

西田会長

ありがとうございます。それでは、よろしくお願いたします。

早速ですが、審議事項（1）の「岡山県最低賃金の改正決定（諮問）」について、事務局から説明をしてください。

大島室長

それでは、令和2年度の岡山県最低賃金の改正決定に係る諮問ですので、諮問文を内田局長から西田会長にお渡しした後、私が諮問文を代読させていただきます。

(局長より会長に諮問文手交)
(事務局より、諮問文の写しを各委員に配付)

大島室長 それでは、諮問文を代読させていただきます。

(諮問文読み上げ)

大島室長 それでは、諮問させていただきましたので、内田局長から諮問の説明をいたします。

内田局長 ただ今、岡山県最低賃金の改正決定の諮問をさせていただきました。

皆さま御承知のとおり、政府としては、地域別最低賃金について全国加重平均で時給1,000円をできる限り早期に達成するとした目標を掲げているところでございます。

このことを踏まえ、岡山でも皆様方に真摯に審議いただき、昨年、一昨年ともに、26円と大幅に引き上げているところでございます。

今年度の最低賃金に係る政府の方針については、先月6月3日に全世代型社会保障検討会議が開催され、その中で安倍総理から、昨年閣議決定した、できる限り早期に全国加重平均1,000円を目指すとの政府方針を堅持した上で、新型コロナウイルス感染症による雇用経済への影響は厳しい状況にあることから、今は、官民を挙げて雇用を守ることが最優先課題であるとの考え方が示されるとともに、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を考慮し、最賃の検討を進めるように加藤厚生労働大臣に指示されたところでございます。

次に、岡山県内の雇用・経済情勢ですが、令和2年5月の有効求人倍率が先月末に公表されましたが、1.59倍ということで、数字だけ見ると高いように見えますけれども、4月よりも0.17ポイントと非常に大きく低下しておりまして、昭和49年10月のオイルショック時以来の大幅な減少となっており、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響について十分に注意する必要があると考えております。

それから、7月1日に日銀岡山支店が岡山県金融経済月報を出しておりまして、これによると、県内の景気は、新型コロナウイルス感染症の影響などから、弱い動きが続いている。となっています。

さらに、6月11日の岡山財務事務所の法人企業景気予測調査によると、4～6月までの景況判断BSIは、マイナス64.1%ポイントと6期連続下降超となり、その幅が大きく拡大しているものの、

7～9月の先行きを見ると、マイナス 26.5%ポイント下降超幅が縮小する見通しとなっています。

このような昨年までと異なる雇用・経済情勢の実態を踏まえて、十分に御審議いただくとともに、丁寧で円滑な審議に特段の御配慮、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

西田会長 ただ今、局長から今年度の改正決定の諮問がありました。御説明もいただいたところでございますが、皆様から何か御意見、御質問がございますか。

(特になし)

西田会長 特に御意見等がないようですので、労使委員の意見が一致するよう改正決定に向けて今後、調査審議を進めていくことといたします。

大島室長 規定によりまして、本日付けで専門部会の設置のための労使代表委員の推薦及び改正に係る意見聴取についての公示をすることといたします。

本年度も、できるだけ早い時期での効力発生予定に合わせて審議時間を確保したいと思っております。

従いまして、委員の推薦及び意見書の提出期限を、3週間程度ということで開庁日の7月27日までとさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

西田会長 ただ今の説明について、労使の皆さんから意見等ありませんか。

(特になし)

西田会長 特にないようでございますので、7月27日期限ということでよろしく願いいたします。

次に、審議事項(2)「特定最低賃金の改正決定の申出」について、事務局から説明してください。

大島室長 特定最低賃金の改正決定の申出につきましては、令和2年度も岡山県内で設定されております7業種すべての特定最低賃金について、昨日までに申出書が提出されています。

提出された申出状況を資料に取りまとめておりますので説明いたします。

資料No.2を見ていただきたいと思います。令和2年度特定最低賃金改正に関する申出一覧表でございます。

平成 25 年度の第 448 回審議会において、特定最低賃金名を略称で取り扱う旨確認いただいておりますので、最賃名は略称で申し上げます。

岡山県耐火物製造業最低賃金

岡山県鉄鋼業最低賃金

岡山県一般機械器具最低賃金

岡山県電気機械器具製造業最低賃金

岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金

岡山県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金

岡山県各種商品小売業最低賃金

以上 7 業種の最低賃金改正の申出がそれぞれなされております。
以上です。

西田会長 労働者側の委員の方、今の報告に間違いありませんか。

(異議なし)

西田会長 現行 7 業種の特定最低賃金について改正の申出があったことを当審議会として確認いたします。
何か御意見ございませんか。

(特になし)

西田会長 審議事項(3)「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無(諮問)」について、事務局から説明してください。

大島室長 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無につきましては、局長は申出を受理し、その申出が要件を満たしている場合に、原則として、当該決定等の必要性の有無について最低賃金法第 15 条第 2 項の規定によりまして審議会へ意見を求めるものとされています。

今年度申出のあった 7 業種は、2 業種が労働協約ケース、5 業種が公正競争ケースでございます。改正の申出要件であります労働協約ケースについては、当該労働協約が同種の基幹的労働者のおおむね 3 分の 1 以上のものに適用されているもの。公正競争ケースについては、同種の基幹的労働者のおおむね 3 分の 1 以上の合意により行われた申出と認められ、7 業種いずれも改正の申出要件を満たしていることを御報告いたします。この 7 業種に係る改正決定の必要性の有無についての諮問を、内田局長から西田会長に行わせていただきます。

(局長より会長へ諮問文手交)
(事務局より、諮問文の写しを各委員に配付)

大島室長 私が諮問文を代読させていただきます。

(諮問文読み上げ)

大島室長 内田局長から諮問の説明をいたします。

内田局長 岡山県内の7業種の特定最低賃金につきましては、先ほど事務局より説明しましたとおり、申出の要件がいずれも具備されていることから、改正決定についての調査審議の必要性の有無の諮問をさせていただきました。

特定最賃につきましては、労使のイニシアティブ発揮により設定されるものであり、県内の各産業の実態を十分に踏まえ、丁寧で円滑な御審議を行っていただくことで全会一致による結論が得られますようよろしくお願いいたします。

西田会長 ただ今、労働局長から、7業種の特定最低賃金について改正決定の必要性の有無の諮問がありましたが、皆さんの御意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

(特になし)

西田会長 この7業種の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無については、次回の審議会において調査審議し、検討することとします。

改正決定するに当たっては、全会一致が必須条件となりますので労使御協力をお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

(異議なし)

西田会長 審議事項(4)「今後の審議日程について」事務局より説明してください。

大島室長 今年度については、中央最低賃金審議会の目安小委員会が7月22日水曜日、第4回目まで予定されている状況ですが、本年度も早期発効を目指して審議を進めていただきたいと考えておりますので、御協力をお願いします。

また、次回審議会についても、各委員と日程調整の上、今後正

式に御連絡させていただきたいと思います。

なお、資料No.3に「令和2年度答申日別最短効力発生予定日一覧表」を添付しております。

これは、答申日、異議申出締切日、官報の持込日、官報公示予定日、発効予定日が示されておりますので、参考にしていただければと思います。以上です。

西田会長 今後、改めて日程調整の上、連絡があるということですので、委員の皆様には、日程調整に御協力をお願いします。

審議事項「(6) その他」についてですが、事務局から何かありますか。

大島室長 1点、御審議いただきたいことがございます。実地視察についてです。実地調査については、皆さん御存知だと思いますが、29、30年度と実施し、昨年度は本審メンバーに変更がないことから実施していません。今年度の実施について御審議いただきたいと思っています。

なお、実施時期、対象委員、対象事業場等具体的なことにつきましては、実施することとなりましたら事務局において今後調整させていただきたいと考えております。

西田会長 実地視察につきまして何か御意見はございませんか。

特にこの視察は公益が最もすべきものと自覚をしているところですが、公益委員はいかがでしょうか。

財津委員 実地視察については見せていただいて非常に参考になっているのですが、今年はさすがにちょっとどうかと思っています。また来年以降とか、新型コロナウイルスが落ち着いてからは是非視察させていただければと思っているのですが、今年はなしにするということでしょうか。

西田会長 新型コロナウイルスの行方がまだはっきりとしない中で、企業に御迷惑をおかけするわけにはいきませんので、コロナウイルスが収束して次年度に実地調査ができることを願って、今年度は見送りたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

西田会長 はい、ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から他に何かございませんか。

(特になし)

西田会長

第 485 回岡山地方最低賃金審議会を終わります。お疲れ様でした。